第七百七条第五十九号中「社会福祉士一般養成施設等」の下に「（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）」を加え、同条第六十号中「の規定による」を「に規定する学校（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の」に改め、「当該指定を受けた養成施設の」を削り、同条第六十二号中「届出及び」を「届出及び同令」に改め、「受理」の下に「（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校の設置者に係るものに限る。）」を加え、同条第六十三号中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第六十五号中「第二号及び」及び「並びに当該指定を受けた養成機関及び講習会の課程の監督」を削り、同条第六十六号から第七十号までを次のように改める。

六十六から七十まで　削除

第七百七条第七十一号中「精神保健福祉士一般養成施設等」の下に「（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）」を加える。

第七百十条の三中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第七百十条の四第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項二号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。

第七百十条の五第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第七百十条の七中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第七百十条の八第二項中「第四号から第七号」を「第三号から第六号」に改める。

第七百十条の十の見出し中「、上席介護保険指導官及び介護保険指導官」及び「並びに介護サービス業務検査官」を削り、同条第一項第一号中ホ及びヘを削り、トをホとし、チをヘとし、リを削り、同項第二号中ホ及びヘを削り、トをホとし、チをヘとし、リを削り、同項第三号中ホ及びヘを削り、トをホとし、チをヘとし、リを削り、同項第四号中ホ及びヘを削り、トをホとし、チをヘとし、リを削り、同項第五号中ホ及びヘを削り、トをホとし、チをヘとし、リを削り、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「から第八号まで、第十号及び第十一号」を「及び第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「から第八号まで、第十号及び第十一号」を「及び第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を削る。

第七百十二条第一号の二を削り、同条第一号の三中「診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設」を「あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゅう師の養成施設並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設」に改め、「指定又は」を削り、同号を同条第一号の二とし、同条第一号の四及び第一号の五を削り、同条第二号中「中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律」を削り、同条第三号中「指定及び監督並びに」を「監督」に改め、「を含む。）並びに」を「を含む。）及び」に改め、同条第三号の二中「、管理栄養士養成施設及び調理師養成施設」を「及び管理栄養士養成施設」に改め、同条第三号の三、第五号の二及び第五号の三を削り、同条第八号を次のように改める。

八　削除

第七百十二条第八号の二から第八号の七までを削り、同条第八号の八を同条第八号の二とし、同条第八号の九を削り、同条第十三号を次のように改める。

十三　削除

第七百十二条第十五号から第十八号までを次のように改める。

十五から十八まで　削除

第七百十二条第二十一号を次のように改める。

二十一　削除

第七百十二条第二十二号の二中「社会福祉士一般養成施設等」の下に「（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）」を加え、同条第二十二号の三中「の規定による」を「に規定する学校（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の」に改め、「当該指定を受けた養成施設の」を削り、同条第二十二号の五中「届出及び」を「届出及び同令」に改め、「受理」の下に「（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校の設置者に係るものに限る。）」を加え、同条第二十二号の六中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第二十二号の八中「第二号及び」及び「並びに当該指定を受けた養成機関及び講習会の課程の監督」を削り、同条第二十三号から第二十五号までを次のように改める。

二十三から二十五まで　削除

第七百十二条第二十五号の二中「精神保健福祉士一般養成施設等」の下に「（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）」を加える。

第七百二十二条第四項及び第五項中「、第十九号」を「及び第十九号」に改め、「及び第二十一号（許可、認可及び承認に関することを除く。）」を削る。

第七百三十五条の二第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第七百三十八条中「、第四号」を削り、「第八号から第十一号まで」を「第八号、第十一号」に改め、「、第十四号」を削り、「第十七号から第二十号まで、」を「第十九号、第二十号」に改め、「第二十九号から第三十一号まで、第三十五号」、「から第四十号まで、第四十三号」、「、第四十八号」及び「、第六十八号、第六十九号」を削り、「第七百十条の三第二号及び第四号から第八号まで」を「第七百十条の三第三号から第七号まで」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第七百四十一条第十五号中「中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、」を削る。

第七百四十二条第三号を次のように改める。

三　削除

第七百四十二条第四号中「診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設」を「あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゅう師の養成施設並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設」に改め、「指定又は」を削り、同条第五号及び第六号を次のように改める。

五及び六　削除

第七百四十二条第七号中「、管理栄養士養成施設及び調理師養成施設」を「及び管理栄養士養成施設」に改め、同条第八号から第十号までを次のように改める。

八から十まで　削除

第七百四十二条第十三号から第十九号までを次のように改める。

十三から十九まで　削除

第七百四十二条第二十四号中「社会福祉士一般養成施設等」の下に「（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）」を加え、同条第二十五号中「の規定による」を「に規定する学校（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の」に改め、「当該指定を受けた養成施設の」を削り、同条第二十七号中「届出及び」を「届出及び同令」に改め、「受理」の下に「（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校の設置者に係るものに限る。）」を加え、同条第二十八号中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第三十号中「第二号及び」及び「並びに当該指定を受けた養成機関及び講習会の課程の監督」を削り、同条第三十一号及び第三十二号を次のように改める。

三十一及び三十二　削除

第七百四十二条第三十三号中「精神保健福祉士一般養成施設等」の下に「（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）」を加える。

第七百四十五条の二中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。